

# 病後児保育室が便利になります

## 熊本市の病後児保育施設が利用できます

病児・病後児保育事業とは、病気あるいは病気回復期にある児童を一時的に預かる事業です。

山都町と熊本市は、令和8年4月1日より協定を締結し、住民が互いの施設を利用できるようになりました。

空き状況やご自身の都合に合わせて各施設を選択してご利用いただけます。利用するには事前登録が必要です。

### 【熊本市の施設を利用する場合】

対 象：山都町に住んでいる0歳から小学6年生までの児童

事前登録：各施設へ直接ご連絡ください。

※熊本市の病児・病児保育施設の詳細は、  
熊本市ホームページでご確認ください。

〈熊本市ホームページ〉



(熊本市 こども支援課 ☎096-328-2158)

問合せ 健康福祉課 ☎72-1229

## 保健だより

# 赤ちゃん和妈妈の第一歩！母子健康手帳交付のご案内

妊娠がわかったら（赤ちゃんの心拍が確認できたら）、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期の健康管理を行うため大切な手帳です。妊娠届出書を提出していただくと、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票を発行します。妊婦健康診査受診票は、妊婦健診を公費で受けるために必要です。



### 【交付日時・場所】 ※要予約

日 時：月曜日から金曜日（土日・祝日は除く）

午前8時半から午後5時まで

場 所：健康福祉課 ☎72-1295

清和支所 ☎82-2112

蘇陽支所 ☎83-1112

◎お願い◎

**交付場所へ必ず事前予約の連絡をお願いします。**

### 【手続きに必要なもの】

#### ●出産予定日がわかるもの

（医療機関で発行される妊娠証明書など）

#### ●届出者の本人確認できるもの

（マイナンバーカード、免許証、パスポートなど）

#### ●妊婦さん名義の通帳またはキャッシュカード

※「妊婦のための支援給付」の申請・請求で使用します。

#### ●妊婦さん(ご本人)以外が手続きする場合は、「妊娠届出書」の委任状が必要です。

※「妊娠届出書」は町ホームページよりダウンロード  
できます。

詳細はこちら



保健師より、母子健康手帳や妊婦健康診査票の使い方、妊娠期の過ごし方などについてご説明します。  
その他、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

「マイナポータル」を利用した  
オンライン申請(電子申請)も  
できます。

詳細はこちら⇒



問合せ 健康福祉課 ☎72-1295